

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>熊谷児玉線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字北十条字前畑七九 九番三地先から同郡同町大字南十条 字南四四八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年六月八日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二五二・五二メートル</p>	<p>備考</p>